

本町の各比率（令和3年度の健全化判断比率等の算定結果）について

財政健全化法にもとづき算定した本町の令和3年度決算における各比率は、次のとおりとなりました。

（単位：％）

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
本町の算定結果	—	—	▲0.5	—
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 実質赤字比率と連結実質赤字比率は、黒字のため「—」と表示しています。

※ 将来負担比率は、将来負担額が充当可能財源を上回り、比率が算定されないため「—」と表示しています。

公営企業	資金不足比率
水道事業	—
下水道事業	—
経営健全化基準	20.0

※ 資金不足比率は、各会計で不足が生じていないため「—」と表示しています。

算定の結果、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともにありません。実質公債費比率については、▲0.5％（昨年度 ▲1.3％）となり、基準と比較しても非常に低い比率となっており、健全性を保っているといえます。将来負担比率についても、比率はなく、将来的に財政を圧迫する危険性は低いと見ることができます。

また、公営企業の健全性を表す資金不足比率についても算定の結果、資金不足額はなく、健全性を保っているといえます。

この算定結果から本町の財政は、健全性を保てていると見ることができますが、厳しい財政状況が続くなか、今後も引き続き限られた財源で健全な財政運営に努めていきます。